

アイソトープ・放射線研究発表会

開催企画会議規約

制 定 昭和 38 年 10 月 16 日

最終改正 平成 29 年 11 月 9 日

(目的)

第 1 条 この規約は、アイソトープ・放射線研究発表会開催要領第 9 条の規定に基づき、アイソトープ・放射線研究発表会開催企画会議（以下、「開催企画会議」という。）の組織及び運営等に関して必要な事項を定める。

(任務)

第 2 条 開催企画会議は、アイソトープ・放射線研究発表会（以下、「研究発表会」という。）を企画・立案し、円滑に実施することを任務とする。

(構成)

第 3 条 開催企画会議は、委員長、副委員長、幹事会を構成する委員、及び研究発表会に協賛する学協会が選出する委員をもって構成する。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(幹事会)

第 4 条 研究発表会の円滑な運営を図るため、開催企画会議の中に幹事会を置く。

2 幹事会については、別に定める。

(委員長)

第 5 条 委員長は、公益社団法人日本アイソトープ協会の研究発表会担当理事をもって充てる。

2 委員長は、開催企画会議を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第 6 条 委員長は、幹事長を副委員長に選任する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は事故があるときは、その職務を代行する。

(学協会が選出する委員)

第 7 条 研究発表会に協賛する学協会は、各 1 名の委員を選出する。

2 委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(議事)

第 8 条 開催企画会議の議事は、出席する運営委員及び幹事の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(改廃)

第 9 条 この規約の改廃は、開催企画会議の決議を経て行う。

(事務)

第 10 条 開催企画会議の事務は、アイソトープ・放射線研究発表会事務局が行う。

附則

この規約は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、平成 29 年 11 月 9 日から施行する。